

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530002

研究課題名(和文) 中世都市ロンドンの裁判と法の法社会史的研究

研究課題名(英文) Socio-Legal Studies in Law and Justice in Medieval London

研究代表者

澤田 裕治 (Sawada, Yuji)

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：00261686

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：本研究で明らかになったのは次の4点である。

ロンドンのシェリフと市長裁判所史料の喪失に留意する必要性、イングランドは、12世紀末に西欧で初めて、国王裁判権を頂点とする「授権」体系を成立させ、裁判と立法により、全国的なコモン・ローを創出したこと、コモン・ローは、ロンドン都市法等の地方慣習を敵対視せず、「授権」体系の枠組の中で柔軟にその特権享受を許したこと、しかし、ロンドンの裁判所は占有アサイズ、土地明渡令状等のコモン・ローの革新にモデルを提供した可能性のあることである。

研究成果の概要(英文)：The following four points have been revealed by this study.

Firstly, we need to be aware to the loss of sheriff's and mayor's court records. Secondly, for the first time, England has established as vertices king's jurisdiction to "authorized" system in Western Europe in the late 12th century, by legislation and court decisions, throughout England nationwide and it has create a common law. Thirdly, it has not hostile view of the regional law of London city practice, so that it allowed London's privilege enjoyed flexible within the framework of the "authorized" system. And lastly, there is a possibility that London court should have provided the model for common law innovation (assize actions, common law of land warrant and so forth).

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：中世都市ロンドン コモン・ロー 都市法 西洋法制史 法社会史

### 1. 研究開始当初の背景

中世及びチューダー期に国王の裁判所で行なわれた諸改革の幾つかは、国王裁判所があったウェストミンスターから歩いて行ける距離に所在するロンドンのシティーの都市裁判所から借用されたものであった。ところが、従来、イギリス法の歴史的研究はコモン・ロー中心主義に偏してきたため、ロンドン都市法がコモン・ローに対して果たした寄与が過少に評価されてきた。

### 2. 研究の目的

本研究は、コモン・ローの成立・展開過程において、それに一定程度影響を与える歴史役割を果たした中世都市ロンドンの都市法がその法的空間構造の中において展開された裁判と法に注目し、その歴史的展開過程を跡づけ、その影響関係の意味をその歴史的なコンテクストに適切に位置づけることを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 筆者がこれまで蓄積してきた諸史料(村落共同体とマナー裁判所記録をはじめ、最終和解譲渡証書、寡婦産訴訟及び法書『ブラクトン』等)に見られる種々の証書、地代慣習帳、裁判文書及び法書等)に関する知見と分析力を最大限に活かして研究を実施する。

(2) 本研究では、文献・史資料の収集及び文献レビューによる制度分析 現地調査及び海外専門研究者からのヒアリング調査の3つを組み合わせた研究方法を用いる。この点が従来の研究に見られない本研究のユニークな特徴である。

(3) 本研究の前提をなす先行研究としては、中世都市の研究と中世都市ロンドンの裁判所に関する研究及び法律専門職としての法曹身分の形成に関する研究の3つに大別することができる。

まず、中世都市としてのロンドンの研究としては、ノルマンとアンジュー期に関するフランク・ステントン『ノルマン・ロンドン』とラウンドの古典的な『ジェフリー・ド・マンデヴィル』と『コミュン・オヴ・ロンドン』などの諸著作とジェイムズ・テイトの中世バラ研究、そしてロンドンの起源と展開に関するウィリアム・ペイジの著作、マリー・ベイトソン及び最近のスーザン・レナルズの都市研究などを踏えねばならず、これらの諸研究は本研究の基礎をなすものである。しかし第2に、本研究の視角と密接に係るものはヘレン・キャムの中世都市ロンドンの裁判所及びロンドン巡察に関する研究及びA.H.トマスの編集の史料集『初期の市長裁判所記録集』であり、とりわけ後者の序説は有益な情報と考察を提供する。そして第3に、法律専門職としての法曹身分の形成と法学教育については、ソーンとベイカー『インズ・オヴ・コート』の講義と模擬陪審』及びポール・ブランドの『インズ・オヴ・コート』と法曹の起源の研究がこれまで未開拓だった領域を切り開いたものとしてとりわけ重要である。し

かし、本研究が最も重視するのは、最近になって続々と研究成果が現れ始めた新しい諸研究であって、それらはコモン・ローの形成史にとって、中世都市ロンドンが決定的に重要な意義を有する点に着目している。こうした研究動向を代表する優れた成果がE.ウィリアムズのトポグラフィカルな研究とペニー・タッカー『ロンドン市の裁判所と法曹』に関する研究である。これらの研究は、中世ロンドンに特有な法的空間構造をバックグラウンドとして位置づけ、東にシティーの都市法、西にウェストミンスターのコモン・ローが生成・展開した裁判と法の展開過程を問題とする。しかもその歴史的展開過程は、シティーの都市法がコモン・ローに影響を与える一方、その逆の場合も見られ、あるいは相互に影響しつつなされたのである。このホルボーン地区と法曹院の起源に関するE.ウィリアムズのトポグラフィカルな研究とペニー・タッカー『ロンドン市の裁判所と法曹』に関する研究が重要な出発点をなすものとして重視された。

### 4. 研究成果

本研究では、上記の文献・史資料による制度分析 現地調査 海外専門研究者からのヒアリング調査という3つの研究の遂行を通して以下の成果を得ることができた。即ち、この文献・史資料による制度分析において、これまで収集した先行研究の文献レビューを実施して、関連する分野のサーベイ資料を作成した。文献収集と文献研究の拠点は、英国図書館、公文書館、ロンドン市公文書館、及びロンドン大学歴史調査研究所等である。

現地調査のためロンドンに毎年出張し、ロンドン市における現地調査・ヒアリング調査を実施した。王権の拠点ウェスミンスターと商人階層の拠点シティーの対照が見られ、同時にウェスミンスターにはウェスミンスター大修道院(聖ペテロ)とシティーにはセント・ポール大聖堂(聖パウロ)と2大宗教施設が配置されている。これまで何度か現地を見てきたウェスミンスター地区ではなく、今回はロンドンのシティー地区の調査を重点的に精力的に実施した。とりわけローマ時代以来の城壁に取り囲まれた城壁都市ロンドン、聖なる空間を境界として画す8つのゲイト(オールドゲイト ビショップス・ゲイト ムーア・ゲイト クリップルゲイト オールドダース・ゲイト ニュー・ゲイト ラド・ゲイト テンプル・バー)とロンドン橋、ロンドンの港としてテムズ川とピリングスゲイト、ロンドン塔、セント・ポール、ミドル・テンブル等の行政機関、裁判所、監獄及び上級弁護士養成機関である法曹院等の諸施設を訪問し、それらについて網羅的な施設目録を作成するための文献、地図及びパンフレット類のデータを収集し、その蓄積を図り、目録と関係地図を作製することができた。とりわけ、シティー地区に所在し、法律専門職としての法曹身分の形成を担ったインズ・オ

ヴ・コート(1)の1つであるミドル・テンブルにつき、そのホールと図書館の現地調査を実施するとともに、そのアーキヴィストの協力を得て貴重な史料を入手することができた。また、シティー地区について、その宗教的な信仰生活の中心をなし、また法学教育の基礎としても機能したセント・ポールの現地調査を実施し、その重要性を確認した。さらにシティー地図等に見られる、その行政区ウォードの研究から、シティーの人口が西に向かって膨張拡大し、ついには城壁内に収まりきれず、城壁外に及び定住地を拡大した点が重要である(例えば Farringdon Within 区と Farringdon Without 区のように後者が生まれた)。そしてさらにロンドン市公文書館でロンドン市とマグナ・カルタ関係史料を収集し、英国図書館が所蔵する1215年のマグナ・カルタの1写本を展示により確認し、ソールベリ大聖堂に赴き、別の写本について調査検討することができた。海外専門研究者からのヒアリング調査では、セント・アンドリュース大学のジョン・ハドソン、オックスフォード大学のポール・ブランド、ロンドン大学のポール・ミッチェルとイアン・ウィリアムズ、イーストアングリア大学のニコラス・ヴィンセント及びスーザン・レナルズを訪問し、イギリスでの研究動向、本研究の問題意識及び分析手法等に関し、プレゼンテーションとディスカッションを行ない、とりわけ中世都市ロンドンの裁判所と法曹の研究分野につきアドヴァイスとコメントを得ることができた。なかでも、ポール・ブランドとポール・ミッチェルの両教授とのディスカッションにより、ロンドン都市法がコモン・ローに対して果たした寄与について考える際、国王裁判所がロンドンの都市法を借用する場合の担い手の主体性の問題という極めて有益な示唆を得た。この点は、これまでの本研究の分析視角について若干の修正をする必要性を迫り、それ以降の研究をまとめていく際の導きの糸を提供するものとなった。またロンドン大学のポール・ミッチェルのご好意により、2013年度と2014年度の2年度にわたり、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジの客員研究員として招聘を受け、本研究を実施することができた。さらに、ロンドン大学歴史調査研究所で開催されたポール・ハイアムズのセミナーに参加し、中世ロンドン都市史の大家の一人スーザン・レナルズと意見交換をすることができた。とりわけ、ニコラス・ヴィンセントのご好意により、2014年3月12日、英国図書館で開催されたマグナ・カルタのプロジェクト会議にオブザーバーとして特別参加する貴重な体験をすることができた。来年2015年のマグナ・カルタ800年祭に向け、1億2000万円の公費を得たこの研究プロジェクトは、ニコラス・ヴィンセントを中心とする「マグナ・カルタ」プロジェクトであり、そのメンバーには、ニコラス・ヴィンセントをはじめ、ポール・ブランド、

デイヴィッド・カーペンター、クレア・ブレイ、ヘンリー・サマソン、ヒュー・ドーティ、ソフィー・アンブラー及びジェフリー・フレンチ等のその道の専門家の英知を結集し、そのプロジェクト研究が着々と進められている状況を目の当たりにする機会を得た。(1)イギリス中世の12世紀と13世紀に、法は主として聖職者によってロンドン市で教えられていた。しかし13世紀にこの教育形態を破壊する2つの出来事が起こった。その第一は、今後いかなる法学校もロンドン市で開いてはならないとの1234年のヘンリー3世の令状であり、その第二は、聖職者がカノン法よりもむしろコモン・ローを教えることを禁止した教皇勅書であった。その結果、以前の教育の制度は壊れ、コモン・ロー法曹はロンドン市の外側にあったウェストミンスターの国王裁判所に近いホルボーンやテンブル地区に移住した。かくして、中世都市ロンドンの裁判と法の展開を可能とした空間構造が形成された。つまり、いわば横長の楕円を西から東に貫流するテムズ川の北岸に沿って、上流の西にウェストミンスターの諸裁判所が位置し、下流の東に主としてローマ時代の城壁内にシティーの諸裁判所が位置するという2つの中心点をもつ中世都市ロンドンに特徴的な空間構造が形成されたのである。さらに、イギリス中世都市の中でもロンドンはユニークな位置を占めた点に注目しなければならない。ウィリアム征服王の即位を初めスティーヴン王などの王位継承やマグナ・カルタの成立においてもロンドン市は決定的役割を果たし、王権との間にアンビヴァレントな緊張関係を示してきた。こうした中世都市ロンドンのユニークさは、コモン・ローの適用を排除する特権にあり、それは具体的には別個独立の諸種の裁判所と裁判官等の法曹の独自の存在に特徴的に示されている。なお、ヘンリー2世の法改革の位置づけの問題と評価及びそれと中世都市ロンドンとの関係如何という重要な問題が残された課題としてある。1164年のクラレンドン勅法、1166年のクラレンドン・アサイズ及び1176年のノーサンプトン・アサイズ等の研究がそれである。

(2)本研究は、その基礎をなすものとして、中世都市の研究と中世都市ロンドンの裁判所に関する研究及び法律専門職としての法曹身分の形成に関する研究の3つの先行研究を検討することから開始した。まず、中世都市としてのロンドンの研究としては、ノルマンとアンジュー期に関するフランク・ステントン『ノルマン・ロンドン』とラウンドの古典的な『ジェフリー・ド・マンデヴィル』と『コミュン・オヴ・ロンドン』などの諸著作とジェームズ・テイトの中世バラ研究、そしてロンドンの起源と展開に関するウィリアム・ペイジの著作、マリー・ベイトソン及び最近のスーザン・レナルズの都市研究などの。しかし第2に、本研究の視角と

密接に関係するのはヘレン・キアムの中世都市ロンドンの裁判所及びロンドン巡察に関する研究及びA.H.トマスの編集の史料集『初期の市長裁判所記録集』であり、とりわけ後者の序説は有益な情報と考察を提供する。ロンドンの世俗の裁判所としては、ハスティング裁判所、シェリフ裁判所、市長裁判所、ソーク裁判所があり、それぞれ多様な機能を果たしていた。そして第3に、法律専門職としての法曹身分の形成と法学教育については、ソーンとベイカー『インズ・オヴ・コート』の講義と模擬陪審』及びポール・ブランドのインズ・オヴ・コートと法曹の起源の研究がこれまで未開拓だった領域を切り開いたものとしてとりわけ重要である。なお、1321年にロンドン塔で開催された大巡察に関する記録から、国王裁判所と中世都市ロンドンの慣習法との関係を探ることも可能である。

本研究から得られた知見は以下の諸点にまとめられる。

(1)第1に、中世都市ロンドンの裁判所記録の研究は、国王裁判所とマナー裁判所の研究に比し、これまでほとんど無視されてきた感がある。その主な原因は残存記録の乏しさにあったと言える。したがって今後の研究は、シェリフ裁判所記録のほぼ完全な喪失と一連の市長裁判所記録の主要部の喪失を十分に考慮した上でなされなければならない。

(2)第2に、ポール・ブランドの研究が指摘するように、イングランドは、西ヨーロッパの中世王国の中でユニークであった点である。世界史の展開において、このユニークさがもつ決定的な意義に注目しなければならない。従来の研究では、少数の例外を除き、このユニークさに対して十分な考慮が払われてきていない。12世紀の最後の四半世紀にイングランドは、西ヨーロッパで初めて、広範な創造的な裁判管轄権をもち、国王裁判官によって準官僚制的に実施される全国的な裁判所制度を発展させ、裁判と立法により、国全体に適用できる単一の全国的な慣習法であるコモン・ローを生み出した。このコモン・ローは令状制度と陪審制度という大陸の法制度には見られない極めて独自な特徴を有した。そして既に『ブラクトン』の時代までに、国王裁判所は他の裁判所を圧倒し、すべての裁判管轄権は世俗的事項では国王に属し、それ以外の世俗の裁判管轄権は国王による「授権」の結果であるとする「授権」優位体制を成立させた。なお、この問題は、ヘンリー2世の法改革(1164年クラレンドン勅法、1166年のクラレンドン・アサイズ、1176年のノーサンプトン・アイサイズ等)の歴史的意義を確認する作業の一環として取り扱う必要がある。

(3)第3に、国王裁判所とロンドンの裁判所の間には密接な相互作用があったが、とりわけ後者から前者への影響は、この国王裁判所の「授権」優位体制の枠組みの中で展開され

たのである。つまり、ロンドンの自律性の特権的な享受は、この体制の枠内での相対的な自律性であったといえることができる。

(4)第4に、コモン・ローは、都市法等の地方慣習に頑強に敵対的ではなく、その持続・実施を許すほど十分に柔軟であった。地方慣習は、本質的にコモン・ローの補充物であって、その代替物ではなかった。

(5)第5に、ダニエル・クラーマンが指摘するように、最も注目すべきは、ロンドンの裁判所の実際がコモン・ローの革新(占有アサイズ、土地明渡令状、黒死病後の引受訴訟の拡大、英語の訴答、書面訴答、及び訴訟申立手続の拡大等)に対するモデルを提供した可能性である。しかし、研究の現時点では借用か独立の革新かを確定するのは困難であり、これらの問題については今後の研究課題とせざるを得ない。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

沢田裕治、(翻訳)アンドレーアス・ヴァック著「*Casum sentit dominus*: ローマ法及び現代ドイツ物権法・債務法における偶発的損害賠償に対する責任」、山形大学法政論叢、査読有、第56巻、2013、pp. 70-31

沢田裕治、(翻訳)ポール・ミッチェル著「動産売買における品質保証債務の歴史的展開」、山形大学紀要(社会科学)、査読有、第43巻第2号、2013、pp. 219-245

沢田裕治、(翻訳)ケン・オリファント著「ライランズ対フレッチャー事件」とコモン・ローにおける企業責任の生成、山形大学紀要(社会科学)、査読有、第45巻第1号、2014、pp. 1-50

[学会発表](計1件)

沢田裕治、中世ロンドンにおける裁判と法に関する一考察、西欧中世史研究会、上智大学短期大学部、秦野キャンパス、2012年8月

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

澤田 裕治 (SAWADA, Yuji)

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：00261686